明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○沖縄科学技術大学院大学学園法の施行期日を定める政令（二三三）　二
○沖縄科学技術大学院大学学園法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（二三四）　四

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五八）　四
○沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（**同**五九）　五
○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（**同**六〇）　五

〔**府令・省令**〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**三）　四〇
○独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の業務運営に関する命令を廃止する命令（**内閣府・文部科学**二）　四六

〔規　則〕

○人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一〇―一二―一五）　四六
○人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則（**同**一二―〇―三二）　四六

〔告　示〕

○独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が政府等出資に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準等を廃止する件（**内閣府**二七九）　四六
○沖縄科学技術大学院大学学園会計基準を定める件（**同**二八〇）　四六
○金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（**金融庁**一〇六）　四六
○金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（**同**一〇七）　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇**沖縄科学技術大学院大学学園法の施行期日を定める政令**（政令第三三三号）（内閣府本府）

沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二一年法律第七六号）の施行期日は平成二三年一一月一日とすることとした。

◇**沖縄科学技術大学院大学学園法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第三三四号）（内閣府本府）

一　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法施行令の廃止

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法施行令（平成一七年政令第一九〇号）は、廃止することとした。（第一条関係）

二　関係政令の整備等

関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。（第二条～第二〇条関係）

三　経過措置

1　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）の積立金がある場合における国庫納付金の納付の手続等を定めることとした。（第二一条～第二三条関係）

2　機構の解散の登記について定めることとした。（第二四条関係）

3　沖縄科学技術大学院大学学園が機構から承継する資産の価額の評価に係る評価委員の任命等について定めることとした。（第二五条関係）

4　その他所要の経過措置を整備することとした。（二六条関係）

四　この政令は、平成二三年一一月一日から施行することとした。ただし、三の3については、公布の日から施行するものとすることとした。